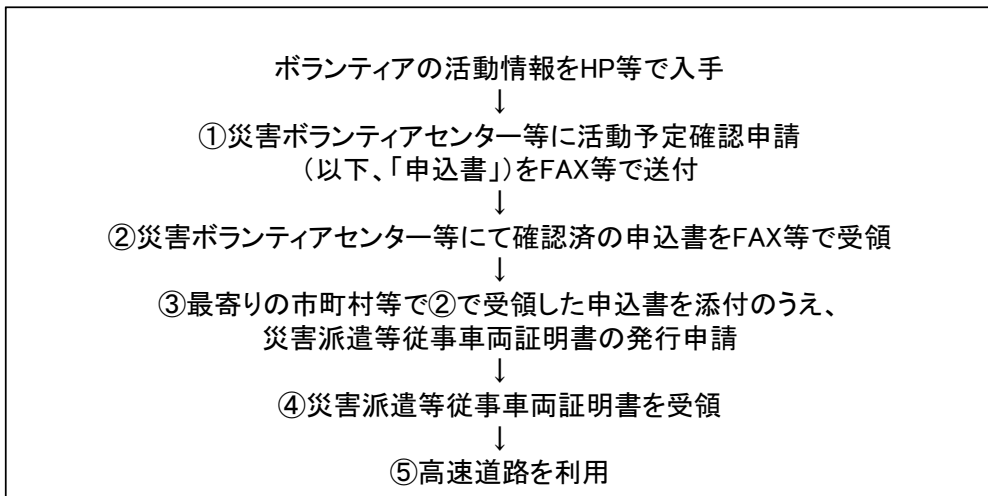
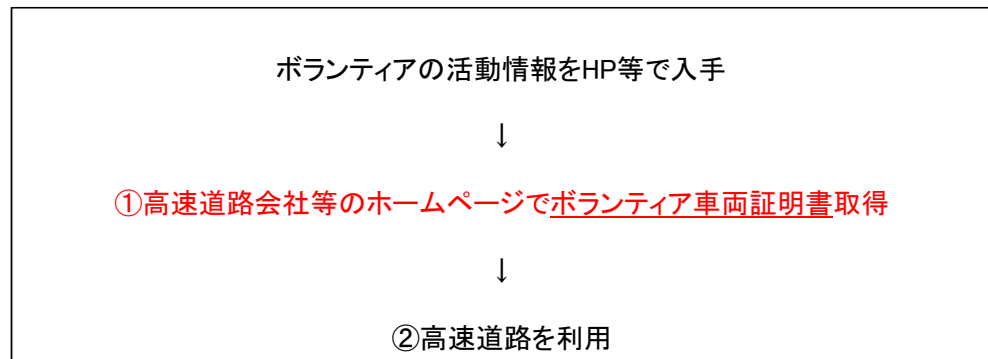


簡素化の概要

これまでの手続き方法

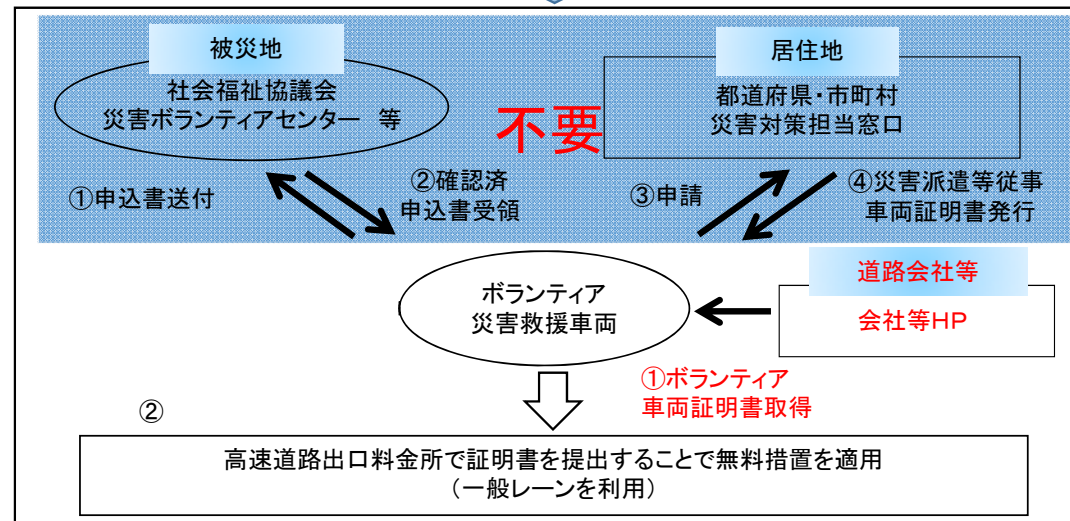
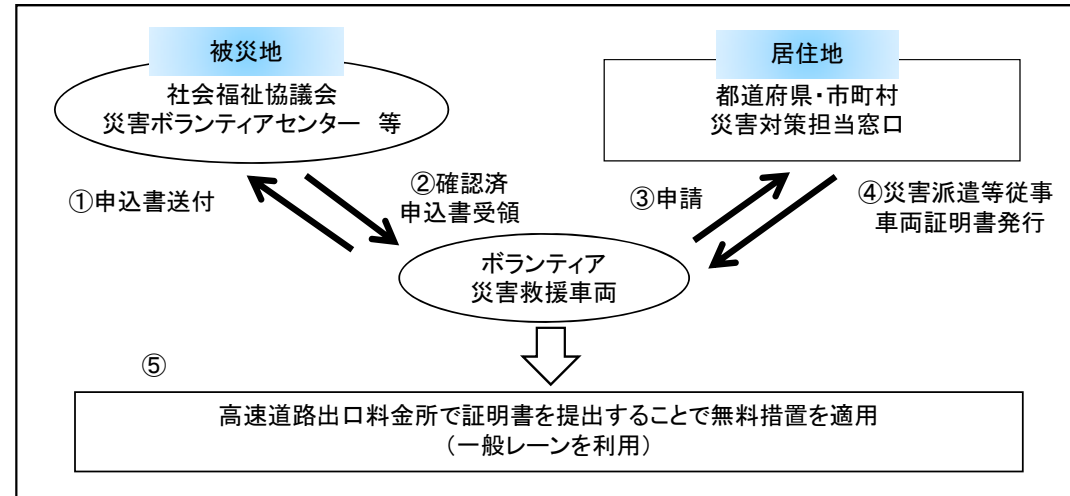


新たな手続き方法



※ボランティア活動を行う場合には災害ボランティアセンターへの登録が必要な場合があります。詳しくはボランティアセンターのHPをご確認ください。

(参考)イメージ図



ボランティア車両証明書(証明書)の利用方法(全体の流れ)

①高速道路会社等HPから往復分の証明書を取得



② 証明書に必要事項を記入



③高速道路を利用(往路)、被災地の指定ICにて本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員に提出
(走行経路途中の本線料金所では、本人確認書類及び証明書を係員に提示のうえ、証明書に確認印の押印を受ける)



④ボランティア活動実施



⑤ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で証明書に「活動確認」の押印を受ける



⑥高速道路を利用(復路)、出発地のICにて本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員に提出
(走行経路途中の本線料金所では、本人確認書類及び証明書を係員に提示のうえ、証明書に確認印の押印を受ける)

※往路のみの利用やボランティア以外の利用の場合、通行料金をいただきます。

ボランティア車両証明書 (往路用)

【往路】ボランティア活動用

ボランティア車両証明書

この証明書は、被災地へのボランティア活動のために高速道路を利用する車両に発行されます。往路(被災地へ)利用の際は、被災地の指定ICにて本人確認書類を提示し、証明書を係員に提出して確認印を受けます。復路(出発地へ)利用の際は、出発地のICにて本人確認書類を提示し、証明書を係員に提出して確認印を受けます。

活動確認印は、被災地でのボランティア活動終了後、災害ボランティアセンター等から押印を受けます。

料金所通過確認印は、往路途中の本線料金所または復路途中の本線料金所で押印を受けます。

※往路のみの利用やボランティア以外の利用の場合、通行料金をいただきます。



料金所通過確認印

ボランティア車両証明書 (復路用)

【復路】ボランティア活動用

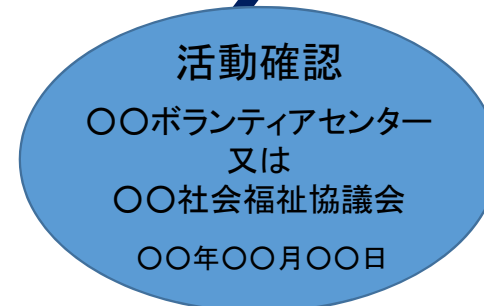
ボランティア車両証明書

この証明書は、被災地へのボランティア活動のために高速道路を利用する車両に発行されます。往路(被災地へ)利用の際は、被災地の指定ICにて本人確認書類を提示し、証明書を係員に提出して確認印を受けます。復路(出発地へ)利用の際は、出発地のICにて本人確認書類を提示し、証明書を係員に提出して確認印を受けます。

活動確認印は、被災地でのボランティア活動終了後、災害ボランティアセンター等から押印を受けます。

料金所通過確認印は、往路途中の本線料金所または復路途中の本線料金所で押印を受けます。

※往路のみの利用やボランティア以外の利用の場合、通行料金をいただきます。

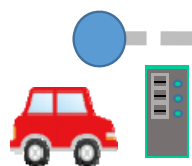


ボランティア活動確認印

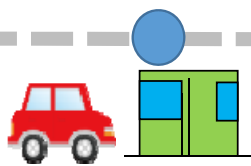
証明書の利用方法(具体例)

(例)ご自宅等の最寄りICから流入 → 他的高速道路会社を經由 → 被災地の最寄りICまで通行する場合

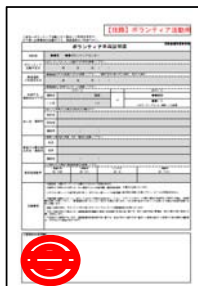
①ご自宅等の最寄りIC



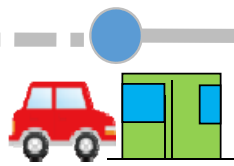
②〇〇道
〇〇本線
料金所



免許証等



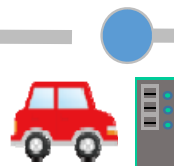
③ 〇〇高速
〇〇本線料
金所



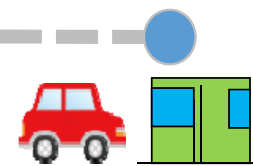
免許証等



④〇〇道
〇〇本線
料金所



⑤被災地の最寄りIC



免許証等



①一般レーンにて通行券をお受け取りください。

②通行券、証明書及び本人確認書類を係員にお渡しください。
本人確認を行い証明書に料金所印を押印のうえ、証明書及び本人確認書類をお返しいたします。

③証明書及び本人確認書類を係員にお渡しください。
本人確認を行い証明書に料金所印を押印のうえ、証明書及び本人確認書類をお返しいたします。

④一般レーンにて通行券をお受け取りください。

⑤通行券、証明書及び本人確認書類を係員にお渡しください。
本人確認を行い証明書に料金所印を押印のうえ、本人確認書類をお返しいたします。